資料１－３

普及啓発・人材育成専門調査会の運営について

平成２７年１２月１４日
普及啓発・人材育成専門調査会会長決定

「普及啓発・人材育成専門調査会の設置について」（平成27年２月10日サイバーセキュリティ戦略本部決定）第８項に基づき、普及啓発・人材育成専門調査会（以下「専門調査会」という。）の運営について以下のとおり決定する。

１．議事の公開について

専門調査会会合は非公開とし、議事概要は、原則として、当該会合終了後公開する。ただし、専門調査会会長が必要と認めるときは、議事概要の一部又は全部を公開しないものとすることができる。

２．配布資料の公開について

専門調査会会合で配布された資料は、原則として、当該会合終了後速やかに公開する。ただし、専門調査会会長が必要と認めるとき、又は資料の提出者の同意が得られないときは、非公開とすることができる。

以上